

これまで講じてきた施策の概要及び現状

- ・知的財産の適切な保護
- ・模倣品・海賊版対策の強化

平成20年11月27日
知的財産戦略本部
知的財産による競争力強化専門調査会

<①国際知財システムの構築に向けた取組の強化>

○世界特許システムの構築

- 「特許審査ハイウェイ(PPH: Patent Prosecution Highway)」を我が国から諸外国に提案、実施。韓国、米国との間で、2007年度から開始(米国とは2006年度から試行)。独、英、デンマークとの間で現在試行中。
- 日本特許庁では、PCTに基づく国際調査と国内出願審査との同時着手を2003年度に開始(同時着手可能な場合、国際調査手数料97,000円のうち41,000円を出願人に返還)。
- 日本等の働きかけにより、PCTに基づく国際出願料を5%引き下げ(2008年7月から)。
- 日米欧三極特許庁の間で審査結果の相互利用を拡大させるための活動を行う「ワークシェアリングの強化発展作業部会」を設置(2007年度)。
- 日米欧三極特許庁の間で共通の出願様式について2007年度に合意(年間、三極間で660億円のコスト(明細書等作成に係る費用)削減をもたらすとのユーザーの試算あり)。
- 実体特許法条約については、2005年度以降、特許制度の調和に関する先進国会合を開催し、検討を進め、2006年度、先願主義への統一を含む骨子案をベースに条約草案の作成を行うことにつき合意。他方、米国と欧州との立場の相違が顕在化し、交渉は難航中。
- 2007年度に優先権書類の電子的交換を日米間でも開始(日米欧三極の出願人全体では、優先権書類の電子的交換により、年間55億円のコスト削減をもたらすとの試算あり; 日欧間では1999年度から開始)。また、2006年度にWIPOにおいて世界中で電子的に優先権書類交換を行うための枠組みの設立が承認され、現在詳細を検討中。
- 特許庁は、企業経営者等との懇談会の実施(2005年度～2007年度、延べ850社以上)を通じ、国際関連出願への重点化など権利の戦略的取得を産業界に促している。

○アジア地域等における知的財産制度の整備

(経済連携協定:EPA)

- 知的財産に関する規定を含むEPAの締結を目指し交渉を実施。シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシアとの間で発効済み。フィリピン、ASEANとの間で署名済み。スイス、ベトナムとの間で大筋合意済み。インド、豪、韓国との間で交渉中(韓国に関しては交渉中断中)。
- EPA締結相手国における迅速な特許の取得を可能とするための早期審査(インドネシア、マレーシア)及び優先審査(マレーシア)の導入、周知商標の保護強化(外国で周知の商標について、不正目的でされた商標登録・出願を拒絶又は取り消す旨の規定の導入:インドネシア、マレーシア、タイ)、エンフォースメントの強化を実現。

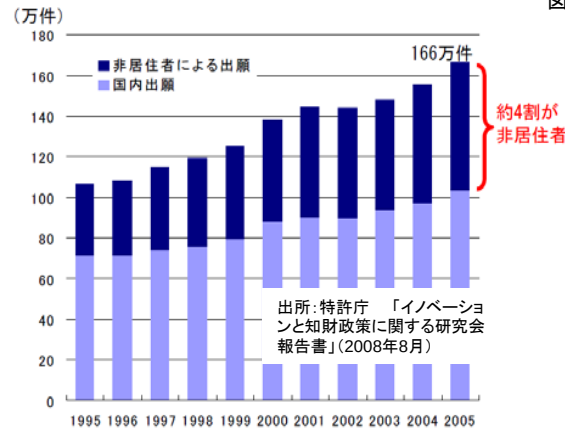
(制度・運用改善の働き掛け)

- 中国専利法(特許法・実用新案法・意匠法に相当)の改正にあわせて、中国からの訪日調査団を受入れ、法改正案について協議し、追加的な改正を要請(2006年度)。
- 我が国の地名、品種名等が海外(特に漢字文化圏)で、第三者により商標登録されることを防止するため、各国・地域に対し、商標制度・運用の改善の働き掛けを実施中。
- 官民合同ミッション等を通じた働き掛けにより、中国の保護対象植物数が増加(平成15年87種→平成17年139種→現在151種)。

(人材育成、情報化システム、審査協力等)

- アジア地域を中心として人材育成を目的とした研修生の受入れ(1996年度～2007年度で延べ2830名)、情報化システム構築のための専門家の派遣を実施。
- 我が国出願人が効率的に権利を取得できるよう、我が国の特許審査の結果を外国特許庁に提供する高度産業財産ネットワーク(AIPN: Advanced Industrial Property Network)を開設し、現在、中国、韓国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、台湾、ベトナム等が利用。
- 各国の植物新品種保護制度の整備・調和に関する技術協力、人材育成等を推進するための「東アジア植物品種保護フォーラム」を提唱し(2007年度、ASEAN+3農業大臣会合)、第1回会合を2008年7月に東京で開催。

図表1: 世界の特許出願件数



図表2: 特許審査ハイウェイ利用実績(累計)

日→米	627件	米→日	396件
日→韓	127件	韓→日	42件

※日本からの件数は、2008年9月時点、日本への件数は、2008年10月時点で集計。

図表4: 外国での特許取得に要する費用(1ヶ国あたり)

	全体費用	うち内送代理人費用(上段)	うち翻訳費用(下段)
パリルート	131万円	71万円	35万円
PCTルート	109万円	56万円	26万円

※「パリルート」とは、パリ条約に基づく優先権主張を伴いつつ各国に直接出願するルート。「PCTルート」とは、特許協力条約に基づく国際出願制度を利用して各国へ出願するルート。
※上記費用はアンケート調査で回答された費用の平均値(翻訳費、代理人費用、出願料等)。PCTルートについては、5カ国に出願した場合の1カ国あたりの費用。

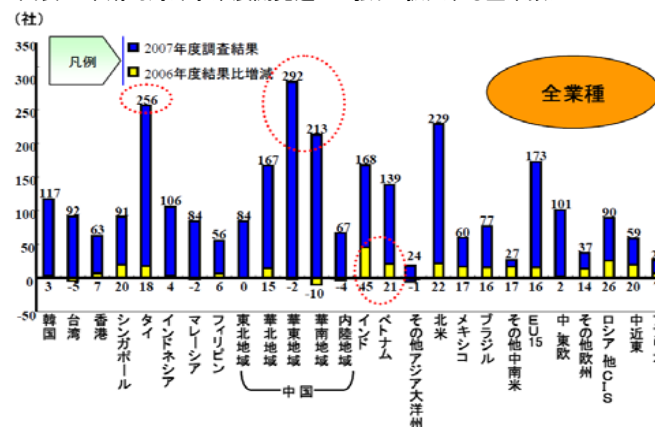
出所: 「国際出願費用の比較と我が国企業の出願動向」(平成20年9月16日、(社)日本国際知的財産保護協会)
(留意) 一般的に多くの国に出願する場合は、PCTルートの方が1ヶ国あたりの費用は少なくなると言われている。上記費用は、あくまでアンケート調査に基づくもの。実際の外国出願に要する費用は、請求項数、明細書数等に応じて、また、出願国数に応じて異なる。

図表3: 日本から/日本への特許出願

	日本からの出願	日本への出願
米国	76,839	24,961
中国	32,801	505
ヨーロッパ特許庁	22,153	-
韓国	17,604	7,220
ドイツ	3,618	7,980
カナダ	2,498	755
オーストラリア	1,625	593
タイ	1,574	11
シンガポール	1,261	376
ブラジル	1,239	63
英国	759	1,814
ロシア	748	33
インド(※)	(※) 626	167
メキシコ	551	24

※ 日本からの出願数は、Statistics on Patent 2008, WIPOに基づく。日本への出願数は、特許行政年次報告書2008年版に基づく

図表5: 中期的海外事業展開見通し強化・拡大する企業数>



図表6: BRICs諸国に対する日本及び米国からの特許出願数

(Statistics on Patent 2008, WIPOに基づき作成)

	中国(2006年)		インド(2004年)		ブラジル(2006年)		ロシア(2006年)		参考:タイ(2006年)	
全出願数	210,501		17,466		24,074		37,691		6,248	
日本からの出願数	32,801	15.6%	626	3.6%	1,239	5.1%	748	2.0%	1,574	25.2%
米国からの出願数	20,536	9.8%	4,053	23.2%	8,372	34.8%	2,448	6.5%	1,827	29.2%

2. 知的財産の保護 (1) 知的財産の適切な保護 (2/6)

○特許審査処理の迅速化

2004年度、知的財産戦略本部において、特許審査待ち期間をゼロにするという最終目標を目指し、2013年に審査待ち期間を11か月に短縮するとの長期目標を設定。

(特許審査処理迅速化に向けた総合的取組)

- 2004～2008年度まで、任期付き審査官を490名採用、通常審査官を45名増員。
- 2004年度の先行技術調査機関の登録制度の施行により、特許庁が先行技術調査を外注できる先行技術調査機関を拡大(2003年度1機関→本年度8機関)するとともに、外注件数を拡大(2003年度16.0万件→2007年度21.3万件)。また、審査官に対する検索結果の報告を検索者が口頭で行う対話型外注(通常の外注より審査効率が高い)の割合を、2004年度の73%から、2005年度以降80%へと増加。
- 2006年度から、1年間の期限付きで、審査着手前の出願取下げ・放棄時の審査請求料を全額返還(取下げ・放棄件数:24087件、対前年比約3倍)。
- 無駄な出願・審査請求を減らし戦略的な権利取得を図る出願・審査請求構造改革を促すための企業経営者等との懇談会の実施(2005年度～2007年度、延べ850社以上)。
- 自社の出願件数や審査結果等の情報を抽出・加工したデータ、その経年変化を比較したデータとともに、知財戦略立案に役立つ施策情報を提供する「特許戦略ポータルサイト」を開設(2008年9月)。
- 審査請求件数が2004年度以降、高い水準を維持する中、一次審査件数は着実に伸び(2007年度:約32万件、対2003年度比:約140%)、2007年度の審査待ち期間を28か月台にとどめるとの目標は達成(実績:28.3月)。

○植物品種登録の審査期間の短縮

- 平均審査期間(出願から登録までに要する期間、2005年度時点:3.2年)を2008年度までに2.5年に短縮すべく、品種登録迅速化総合電子システムの導入・稼働、審査官の増員(2003年度22名→2008年度33名)等を実施2007年度実績:平均審査期間2.9年)。

図表14: 植物品種登録審査に係る各国の審査期間

米	2～3年
豪	2～3年
独	2～3年
EU	1～5年

出所: (社)農林水産先端技術振興センター調べ
(2005年度当時の調査結果)



出所: 農林水産省データに基づき作成

＜②知的財産の権利付与の迅速化＞

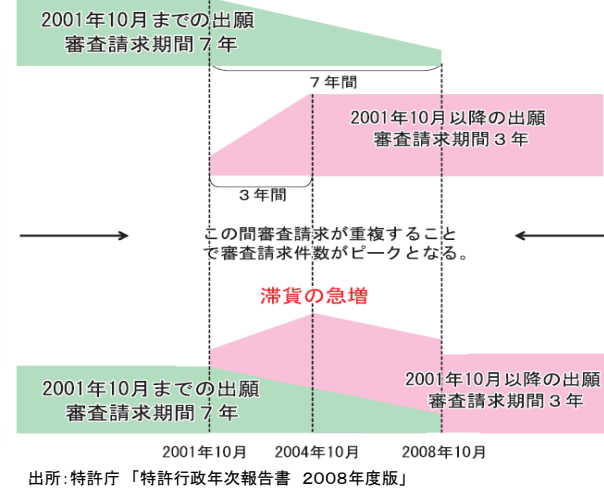
図表7: 一次審査件数と審査請求件数



※2008年度の一次審査件数は実施庁目標値

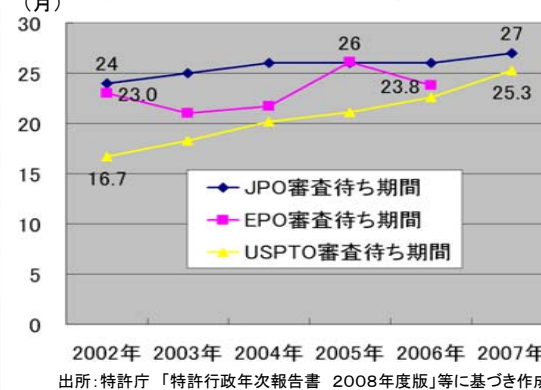
出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」

図表8: 特許審査請求件数の一時的増加



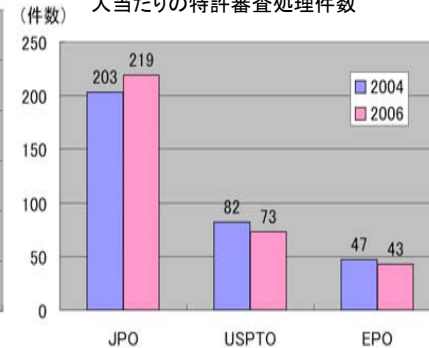
出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」

図表10: 日米欧三極特許庁の特許審査待ち期間



出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」等に基づき作成

図表11: 日米欧三極特許庁の審査官一人当たりの特許審査処理件数



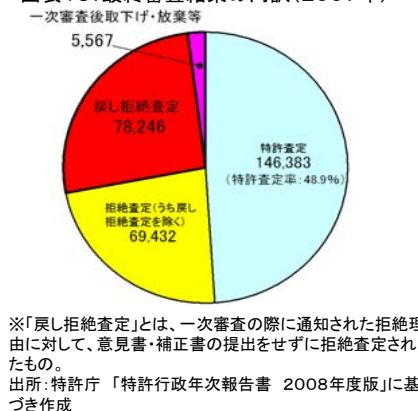
※ USPTO、EPOは「年」、JPOは「年度」
※ 審査処理件数＝一次審査件数＋国際調査報告件数
出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」及び同報告書2005年度版に基づき作成

図表12: 特許審査迅速化に係る短期目標の達成状況

	審査待ち期間	一次審査件数	審査官一人あたりの処理請求項数
2003年度 実績	27.9月	23.0万件	1,140項
2004年度 目標	26月以内	23.5万件以上	—
2004年度 実績	26.3月	23.6万件	1,132項
2005年度 目標	27月以内	24.0万件以上	—
2005年度 実績	25.7月	24.5万件	1,137項
2006年度 目標	28月以内	29.6万件以上	1,300項
2006年度 実績	26.7月	29.6万件	1,344項
2007年度 目標	28月台	31.3万件以上	1,300項以上
2007年度 実績	28.3月	32.0万件	1,500項
2008年度 目標	29月台	33.6万件以上	—

※「審査官一人あたりの処理請求項数」に関する目標は、「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」に掲げられた、目標。それ以外の目標は、毎年度作成される「特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための実施計画」で掲げられた目標。なお、2004年度時点での長期目標設定の際、2008年度には審査待ち期間を20ヶ月台に留めるとの中期目標を設定。
出所: 特許庁HP等に基づき作成。

図表13: 最終審査結果の内訳(2007年)



※「戻し拒絶査定」とは、一次審査の際に通知された拒絶理由に対して、意見書・補正書の提出をせずに拒絶査定されたもの。
出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」に基づき作成

2. 知的財産の保護 (1) 知的財産の適切な保護(3/6)

○紛争処理機能の強化

(裁判所の訴訟審理体制の整備)

- ・特許権等に関する訴訟の第一審の管轄を東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に、控訴審の管轄を東京高等裁判所に専属化(2004年度)。
- ・特許権等に関する訴えについて、5人の裁判官による大合議制を2004年度に導入。これまで計5件が大合議事件として扱われた。
- ・紛争のスピード処理、判決の予見可能性と技術等の知財に関する専門性への対応を高めるため、2005年度に知的財産高等裁判所が発足。
- ・知財関係事件を審理する裁判官数を2003年の36名(東京高裁、東京地裁及び大阪地裁の合計)から、2008年度41名へと増加(知財高裁、東京地裁及び大阪地裁の合計)。
- ・2004年度に、専門委員(公平中立なアドバイザーの立場から、事件において争点となっている専門的技術について説明等を行う)を導入。東京高裁、東京地裁及び大阪地裁に所属する知的財産関係の専門委員の数は、制度導入当時の138名から、2008年4月時点で200名へと増加。実際に事件に関与した専門委員の延べ人数は、2007年4月末日時点で361名(うち、知財高裁253名、地裁108名)。

(裁判所と特許庁との連携強化)

- ・「裁判所法等の一部を改正する法律」に基づき、特許庁において特許等の無効審判が請求された権利に関し、裁判所において侵害訴訟等の提起があった場合、特許庁が裁判所に対して必要な訴訟記録の送付を求めるなど、無効審判と訴訟との連携を強化(2005年度)。

○審査段階からの安定性確保

- ・特許審査基準を定期的に点検する「審査基準専門委員会」を2008年9月に産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会に設置。
- ・特許文献と非特許文献をシームレスに検索ができるような検索環境の検討に着手(2008年度)。
- ・特許出願に関し第三者が先行技術文献を特許庁に情報提供するコミュニティー・パテント・レビューを2008年度中に試行。

○裁判外紛争処理(ADR)の充実

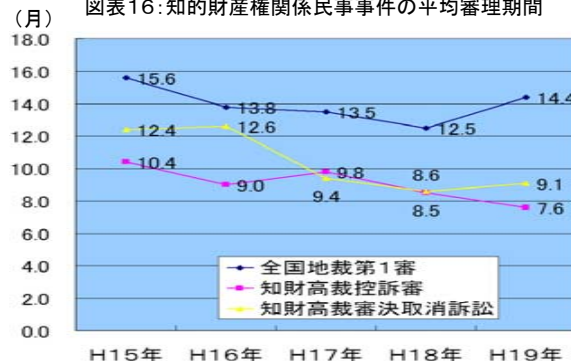
- ・弁理士の知的財産権に関する裁判外紛争処理(ADR)代理業務の範囲を拡充。(著作権に関する事件の導入(2005年度)、取り扱える不正競争の類型を追加(2007年度))
- ・日本知的財産仲裁センター等から、ADRの概要、手続に関する情報提供を実施中。また、日本弁理士会は、会員に対してADRに関する説明会、研修を実施中。

○その他

- ・特許権侵害に係る紛争解決手続を含めた中小企業 of 知財戦略を分かりやすく紹介する「中小・ベンチャー企業知的財産戦略」を作成し、周知を図った。

<③知的財産の安定性・予見性の向上>

図表16: 知的財産権関係民事事件の平均審理期間



※「知財高裁」に関しては、平成17年3月31日までは東京高裁
出所: 最高裁判所行政局調べに基づき作成

図表18: 知財関係訴訟の審理体制の比較

	日本 知的財産高等裁判所	米国 連邦巡回区控訴裁判所
合議体の構成	3名の裁判官 (全18名)	3名以上の判事(注3)又はシニア判事 (全12名の判事のうちの6名が理系学位を持つ) (シニア判事(法律審)は全3名)
技術専門性の補助	調査官(常勤)(11名)(注1) 専門委員(非常勤)(知財関連では200名)(注2)	ロークラーク(常勤)(注4) (ロークラークは判事なら3名、シニア判事なら1名を、雇用可能。判事によっては、理系のロークラークを活用。)

注1: うち10名が特許庁審査官・審判官経験者、1名が弁理士経験者。

注2: 200名は、すべて東京高裁に所属するとともに、併せて、東京地裁及び大阪地裁にも所属している。

注3: 経歴、専門性は多様であるが法曹資格は必須。

注4: ロークラークは、すべてロースクール卒業生から採用される。

出所: 特許研究No.40「特許訴訟における技術的争点への各国裁判所の対応」、法律のひろば-2007.7
「知的財産高等裁判所発足2年をへて、その裁判運営と今後の動向」に基づき作成

図表21: 特許権関係民事通常事件の和解件数(地裁)

年度	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
和解件数	54件	85件	46件	55件	55件	79件	77件	40件

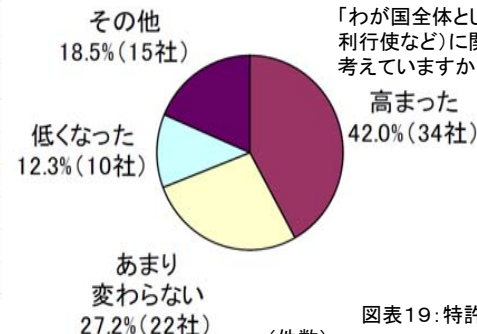
出所: 最高裁判所行政局調べ

図表22: ADRの利用実績(日本知的財産仲裁センター、日本商事仲裁協会)

年度	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
利用件数	5件	10件	7件	24件	16件	10件	23件	12件

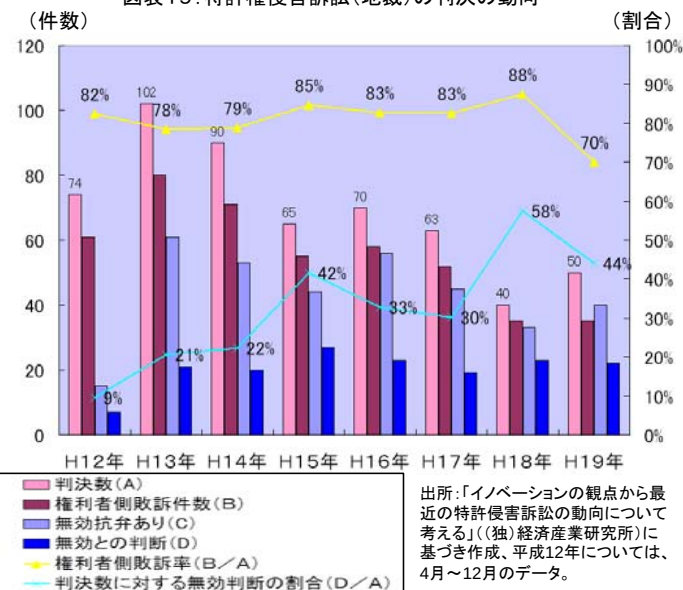
出所: 日本知的財産仲裁センターと日本商事仲裁協会の仲裁・調停件数の合計。日本商事仲裁協会については、ライセンス契約に関する仲裁・調停件数。

図表17: 経団連アンケート調査結果(2008年3月)



「わが国全体として、知的財産の保護(権利化や権利行使など)に関する予測可能性はより高まったと考えていますか」との質問に対する回答

図表19: 特許権侵害訴訟(地裁)の判決の動向



出所: 「イノベーションの観点から最近の特許侵害訴訟の動向について考える」(独)経済産業研究所)に基づき作成、平成12年については、4月~12月のデータ。

図表20: 特許権関係民事通常事件の新受件数(地裁)と国内特許利用件数



出所: 「特許権関係民事通常事件の新受件数(地裁)」は最高裁判所行政局調べ、「国内特許利用件数」は特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」

<④新技術等の知的財産の適切な保護>

○特許の保護

(医療分野の特許保護)

- ・遺伝子組換え製剤などの医薬品及び培養皮膚シート等の医療機器を製造するための方法は、同一人に戻すことを前提とする場合であっても特許対象とする旨の審査基準の改訂(2003年度改訂。2008年6月までに、当該審査基準の改訂に係る発明について22件登録)。
- ・複数の医薬の組合せや投与間隔・投与量等の治療の態様で特定しようとする「医薬発明」、医療機器自体に備わる機能を方法として表現した「医療機器の作動方法」を特許対象とする旨の審査基準の改訂(2005年度改訂。2008年6月までに、当該審査基準改訂に係る発明について76件が登録)。
- ・知財戦略本部「知的財産による競争力強化専門調査会 ライフサイエンスPTJ」において、特許権の存続期間延長制度(遺伝子組み換え生物、ドラッグ・デリバリー・システム(DDS)の対象追加等)、先端医療技術の保護の在り方について議論。
- ・特許権の存続期間延長制度の在り方について、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会(特許権の存続期間延長制度WG)において、検討中。
- ・先端医療分野における特許保護の在り方について本専門調査会先端医療特許検討委員会において検討を開始。

(他の分野)

- ・「情報通信分野」「環境分野」「ナノ・テクノロジー分野」についても本専門調査会各プロジェクトチームにおいて知的財産制度の在り方を検討(2007年度)。
- ・特許審査基準を定期的に点検するため、「審査基準専門委員会」を2008年9月に産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会に設置。

○実用新案の保護

- ・早期実施が必要な技術(玩具、生活用品、スポーツ用品、建築資材等の開発リードタイム及び製品ライフサイクルが短い製品の技術)の保護の要請に応じ、実用新案の保護期間を6年から10年に延長するとともに、実用新案登録に基づく特許出願を可能とする制度改正を実施(2005年度)。

図表23: 実用新案登録出願数推移

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
新実用新案出願件数	8,778	8,587	8,155	7,983	11,386	10,965	10,315

出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」

○デザインの保護

- ・意匠権の存続期間を登録後15年から20年に延長。情報家電等の操作画面のデザインを保護対象とした。(2007年度)
- ・2008年8月に産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会に意匠審査基準WGを設置し、画面デザインの審査運用等について検討した。

○植物新品種の保護

- ・登録品種の収穫物段階の権利侵害へ罰則を拡大(2003年度)。永年性植物について25年から30年に、その他の植物について20年から25年に、それぞれ育成者権の存続期間を延長するとともに、育成者権の効力を加工品にまで拡大(2005年度)。登録品種でない種苗に対して登録品種である旨の表示や紛らわしい表示を付することを禁止する等の制度改正を実施(2007年度)。
- ・植物新品種に係る出願件数は、2003年度1280件であったものが2007年度1533件と増加。

○ブランドの保護

- ・地域名と商品名からなる商標について登録を可能とする地域団体商標制度を導入(2006年度)。(2008年9月末時点で登録査定件数は406件)
- ・商品販売に伴う付随的な行為(品揃え、接客サービス等)を商標法上の役務とみなし、従業員の制服、ショッピングカート、レジ袋等に使用する商標を役務商標として保護対象化(小売等役務商標制度、2007年度)(2008年9月までに約7,700件が登録査定)。
- ・欧米等で商標法の保護対象となっている「音」「動き」「ホログラム」などの新たなタイプの商標を保護対象とすることについて、現在、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会(新しいタイプの商標に関するWG)にて検討中。

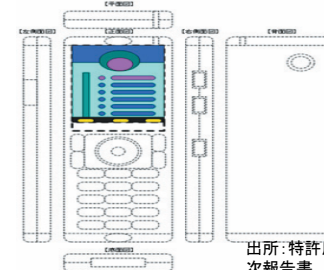
○医薬品の試験データの保護

- ・薬事法に基づく新医薬品の試験データを保護する期間を6年から8年に延長(欧州8～11年、米国5,6年)(2007年度)。

図表24: 操作画面のデザインの例

【意匠に係る物品】

携帯電話機



出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2007年度版」

図表25: 地域団体商標の例

・商標「十勝川西長いも」(帯広市川西農業協同組合)

・商標「静岡茶」(静岡県経済農業協同組合連合会、静岡県茶商工業協同組合)



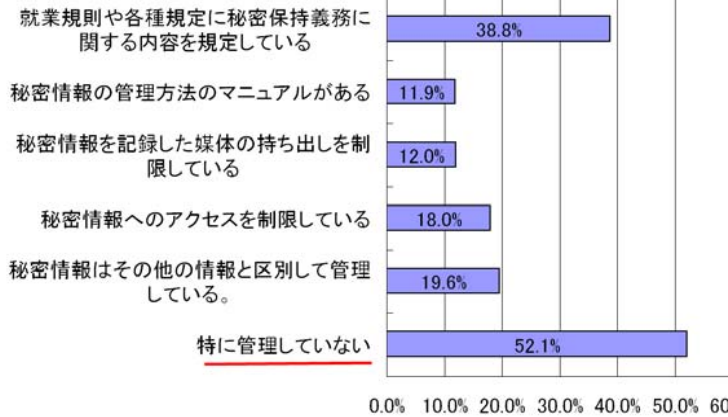
出所: 特許庁「地域団体商標2008」

<⑤ノウハウ等の適切な管理(意図せざる技術流出の防止)>

○ガイドライン等の策定・普及

- 「技術流出防止指針」、「金型図面や金属加工データの意図せざる流出の防止に関する指針」を2002年度に公表。「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」の改訂、「しまった!と思ったときにはもう遅い」(中堅・中小企業向け企業秘密保持指針)の策定(2006年度)、「食品産業の意図せざる技術流出対策の手引き」の策定(2007年度)。
- 企業の戦略的なノウハウ管理を促すために、先使用権の立証手法の実例等を紹介したガイドライン(事例集)「先使用権制度の円滑な活用に向けて」を公表(2006年度)。
- 大学等における輸出管理体制の整備等を促進するため、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」を作成し(2007年度)、約900の大学・機関へ配布。

図表26: 中小企業におけるノウハウの管理方法



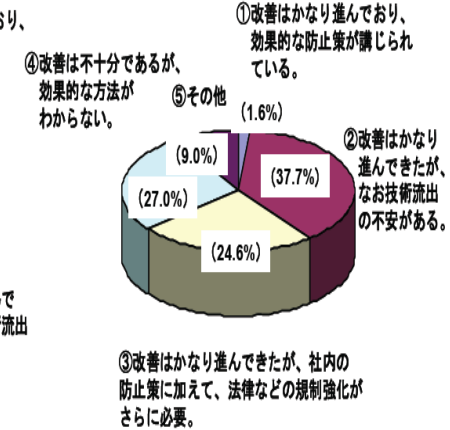
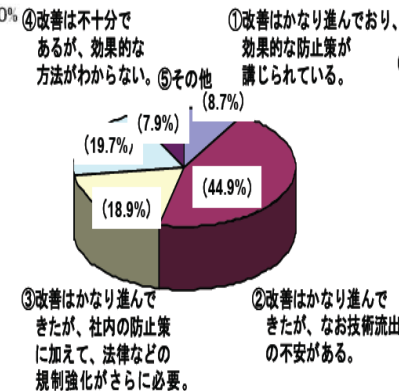
※調査対象: 広域関東圏1都10県に所在する、過去特許出願を行っている中小企業 出所: 関東経済産業局「中小企業の知的財産活用事例集(2008年)」

図表28: 経済産業省アンケート調査結果(2006年度) その2

- ▶国内外事業所ともに、再発防止策は過半数の企業で進んでいる一方、約4割の企業はなお技術流出の不安があると回答している。
- ▶また、効果的な方法が分からないという企業も約2割おり、さらに法律などの規制強化が必要との意見を約2割の企業が主張している。

(国内事業所)

(海外事業所・現地法人)

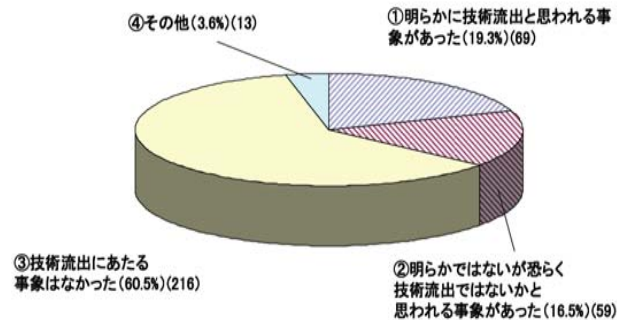


○法制度の改正

- 製造技術や顧客リストの不正取得等に関する罰則の導入(2003年度)、退職後に退職者が行った営業秘密の漏洩に関する罰則の追加(2005年度)等の不正競争防止法の改正。
- 2003年度の営業秘密の漏洩に対する刑事罰の導入(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)以後、2005年度(5年以下の懲役、500万円以下の罰金;法人に対して1.5億円以下の罰金)、2006年度(10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金;法人に対して3億円以下の罰金)にそれぞれ不正競争防止法の刑事罰を強化。
- グローバル化・情報化の進展による技術流出リスク増大に対応するため、技術情報等の適切な管理のための諸方策について、法的措置も含め、2008年度中に結論を得るべく、検討中。

図表27: 経済産業省アンケート調査結果(2006年度) その1

▶貴社において国内又は海外で技術流出が発生したことはありますか。



・35%以上の製造関係企業が技術流出があったと回答。

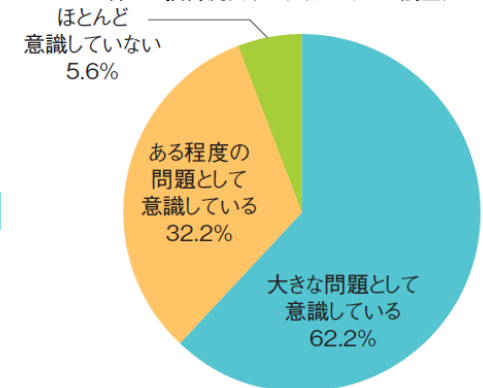
図表29: サプライチェーンのグローバル化に伴う取引先を介した技術流出の問題

コラム 取引先を介した技術流出

半導体材料や液晶材料は日本企業が圧倒的シェアを誇る競争領域として知られるが、その一方で、近年は技術流出が問題視されている。顧客であるユーザーと綿密な擦り合わせを行いながら材料開発を行うこれらの機能性化学材料では、開発段階から顧客にサンプルを提供したり、試験評価データを提供したりしながら量産へと至る。しかし、今や半導体チップや液晶パネルの大口ユーザーは韓国、台湾、中国等のアジア諸国のメーカーであり、しかも、これらの国では大資本のユーザー企業自身が傘下に子会社として材料メーカーを抱えているケースが少なくない。こうした事情から、ユーザーである取引先経由で日本の半導体材料や液晶材料のノウハウが流出しやすいとの懸念を有する企業もある。

(出所: 経済産業省「2008年版ものづくり白書」)

図表30: サプライチェーンのグローバル化に伴う取引先を介した技術流出リスク(アンケート調査)



※ アンケートの母集団は、「自社内での技術管理が十分にできている」と回答した企業
出所: 経済産業省「2008年版ものづくり白書」

2. 知的財産の保護 (1) 知的財産の適切な保護 (6/6)

○特許庁における取組

(利用者ニーズの把握)

- 大臣と産業界との意見交換(「特許戦略懇談会合」2006年度)から、産業財産権専門官による全国各地の中小企業への個別訪問に至るまで、知的財産制度利用者とのあらゆるコンタクトの機会を捉え、知的財産制度及びその運用、並びに関係する行政サービスに対するユーザーのニーズの把握に努めてきた。また、アンケート調査、パブリックコメントを通じたニーズの把握も実施。

(知財関係情報提供)

- 特許電子図書館(IPDL)の機能を追加・向上(2006年度:審査書類情報の提供対象を拡大、2007年度:全文テキスト検索機能の追加)。
- 特許審査官と同等のサーチ端末を工業所有権情報・研修館の公報閲覧室に16台設置(2006年度)。
- 登録実用新案公報(2005年度から)、意匠公報(2006年度から)のインターネットによる公報の発行を開始。

(審査処理)

- 特許、実用新案について早期審査(審査待ち期間が2～3か月)の要件を緩和。また、特許については、「より早期に権利を取得したい」というニーズに対応し、2008年10月からスーパー早期審査(審査待ち期間が1月以内)の試行を開始(10月末時点で35件の申請あり)。

(料金及び料金手続)

- 2008年6月に特許料、商標の設定登録料等を引き下げ、中小企業等のコスト負担感を軽減。
- 2005年度から、特許出願等の手数料のインターネットを通じた納付の受付開始。2009年1月から、預金口座からの振替により特許料等手数料の納付の受付を開始予定。また、現在、クレジット決済の導入について検討中。

(ニーズ反映の取組強化)

- 特許庁は、中小企業から寄せられた意見・要望に対する検討結果を公表するなど、行政サービスの改善に向けた取組を2007年度から開始。

○農林水産省における取組

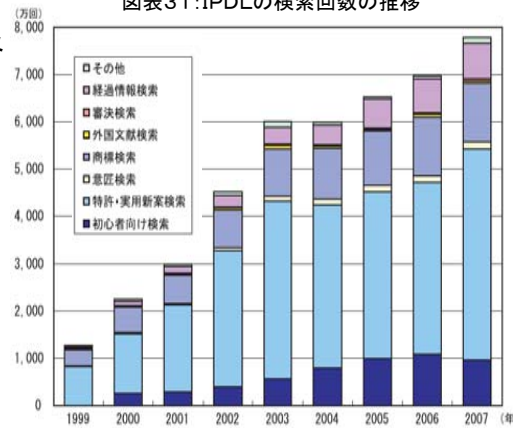
- 平成18年度に植物品種登録制度に対する要望のヒアリング調査を行い、その結果を、審査の効率化、迅速化を図るための審査官の計画的確保、審査官の育成強化、品種保護Gメンの増員などに反映。

図表36:「平成19年10月～12月に寄せられた中小企業から寄せられた制度等に対する主なご意見・ご要望について」(出所:特許庁HPIに掲載された平成20年3月付け資料から抜粋)

- ・サーチ端末の地方経済産業局への設置のご要望について
【ご意見】サーチ端末を特許庁庁舎だけでなく、地方経済産業局特許室にも設置してほしい。
【検討結果】サーチ端末につきましては、各経済産業局の特許室(関東を除く)に隣接している(独)工業所有権情報・研修館地方閲覧室に平成21年度中に設置する予定です。
- ・IPDL(特許電子図書館)の経過情報の更新について
【ご意見】IPDLの経過情報の更新を早くして欲しい。
【検討結果】現在、運営基盤システム及び新検索システムを開発中ですが、その運用開始時までには、IPDLの経過情報についてリアルタイムの情報提供・更新を行う等、ユーザーにとって、より利便性が向上するデータ提供を実現すべく、検討していきます。

<⑥利用者のニーズに応じて進化する知財システム>

図表31:IPDLの検索回数の推移



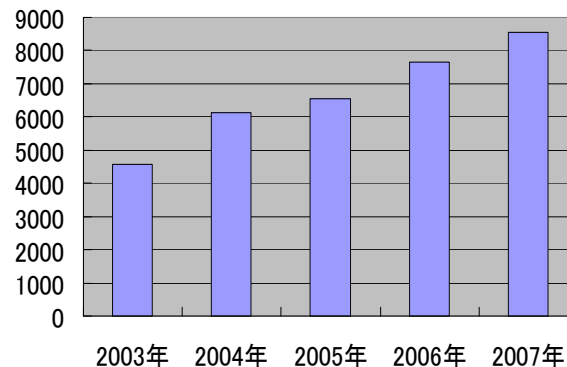
出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」

図表32: 2008年6月の料金改正に関する権利を10年間維持した場合の特許・商標関係料金比較

	旧	新 (2008年6月以降)
特許	49万円	44万円
商標	13万円	7万円

※特許については出願料、審査請求料、特許料、商標については、出願料、設定登録料をもとに計算
出所: 第12回産業構造審議会知的財産政策部会(2008年1月)資料「特許関係料金の見直しについて」に基づき作成

図表33: 特許の早期審査申立件数の推移



出所: 特許庁年次報告書に基づき作成

図表34: 日米欧における特許取得から維持までに係る料金

	日本	米国	欧州(注3)
出願料	16,000円	\$1,167.4 (138,675円)	€ 132.5 (21,119円)
付加料		公開手数料 \$300 (35,637円)	調査料 € 250 (39,848円)
審査請求料	200,200円		€ 333.8 (53,196円)
その他			指定料 € 80 (12,751円) 権利維持料(注4) € 206.3 (32,874円)
権利取得に必要な費用	216,200円	\$1,467.4 (174,312円)	€ 1,002.5 (159,788円)
権利維持に必要な費用(特許料等)	168,990円	\$4,730 (561,877円)	€ 3,130 (498,891円)
合計	385,190円	\$6,197.4 (736,189円)	€ 4,132.5 (658,679円)

(注1) この表の通貨換算率は、日本銀行が公表している外国為替相場状況(平成18年10月～平成19年9月の平均値)を使用。(1\$=118.79円、1ユーロ=159.39円)

(注2) 日米欧のそれぞれの平均的な出願で試算
(請求項数: 日: 7.9項(2006) 米: 20.6項(2005) 欧: 18.0項(2005))
平均維持期間は9年

(注3) 欧州はEPOに指定国4(独、英、仏、伊)として出願され、EPOにて審査を行い、権利取得後はドイツ特許庁へ年金を支払うことを仮定した。
また、EPOへ支払う金額は総額を指定国数4で割り算出した。

(注4) EPOに支払う権利維持費用は、出願から権利設定までに平均4.4.3月かかっていることから、第3年、第4年分を支払うと仮定した。

出所: 第11回産業構造審議会知的財産政策部会(2007年10月)資料「特許料金の見直しの検討について」(特許庁作成)

図表35: 外国での特許取得に要する費用(1ヶ国あたり)(再掲)

	全体費用	うち国外代理人費用(上段) うち翻訳費用(下段)
パリルート	131万円	71万円 35万円
PCTルート	109万円	56万円 26万円

※「パリルート」とは、パリ条約に基づく優先権主張を伴いつつ各国に直接出願するルート。「PCTルート」とは、特許協力条約に基づく国際出願制度を利用して各国へ出願するルート。※上記費用はアンケート調査で回答された費用の平均値(翻訳費、代理人費用、出願料等)。
PCTルートについては、5カ国に出願した場合の1カ国あたりの費用。

出所: 「国際出願費用の比較と我が国企業の出願動向」(平成20年9月16日、(社)日本国際知的財産保護協会)
(留意)一般的に多くの国に出願する場合は、PCTルートの方が1ヶ国あたりの費用は少なくとも言われている。上記費用は、あくまでアンケート調査に基づくもの。実際の外国出願に要する費用は、請求項数、明細書数等に応じて、また、出願国数に応じて異なる。

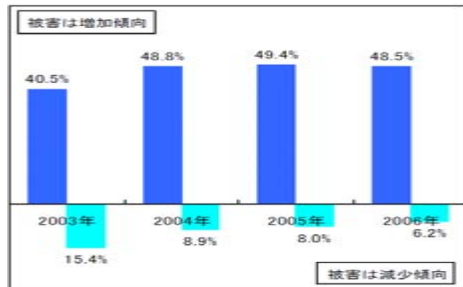
図表37: おおよその弁理士費用の日米比較

	日本	米国
特許出願時	42万円	10,000ドル 又はそれ以上
拒絶理由通知対応時	13万円	2,000ドル 又はそれ以上

※ 日本の費用は、日本弁理士会アンケート結果(平成15年度)に基づき作成。「特許出願時」費用は、明細書15頁、請求項5項、図面5枚、要約書1枚の場合の手数料平均値と謝金平均値の合計。「拒絶理由通知時」費用は、補正書作成手数料平均値、意見書作成手数料平均値の合計。
※ 米国の費用は、米国知的財産権法協会(AIPLA)のホームページ上に2005年度に掲載された記事に基づく。
(留意)実際の弁理士費用は、明細書頁数、請求項数等に応じて異なる。

<①外国における対策>

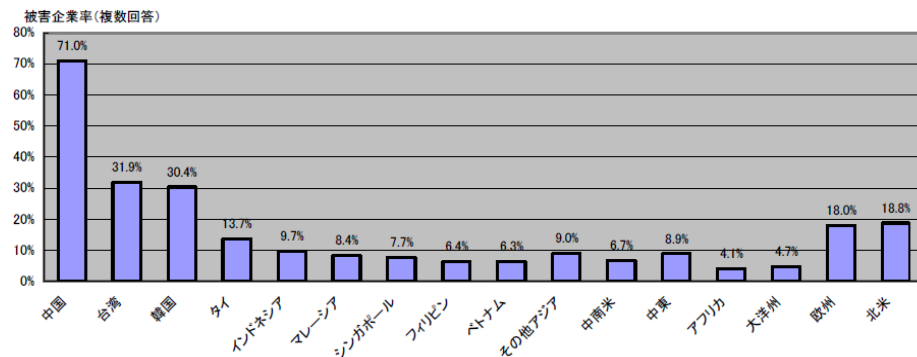
- 中国、台湾、韓国、タイの4か国・地域における模倣・海賊行為による日本企業の被害額推計値は、利益ベースで1.2兆円、売上高ベースで17.9兆円(2004年特許庁調べ)。
- 模倣品・海賊版の世界全体の国際貿易額は2000億ドルと推計(2005年OECD調べ)
- 2003年度以降減少していた模倣被害率が2006年度は23.0%となり、前年度より1.0%増加(特許庁「2007年度模倣被害調査報告書」)



図表38: 海外における被害の増減傾向

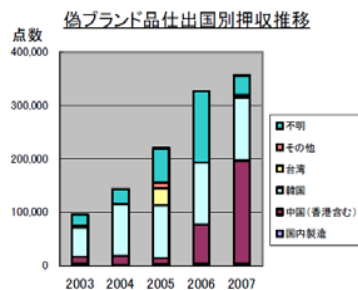
※数値は、国・地域別の製造、経由、販売、消費のいずれかの被害を受けた企業の比率。複数回答。
出所: 特許庁「2007年度模倣被害調査報告書」

図表39: 模倣被害を受けた国・地域(2006年度)



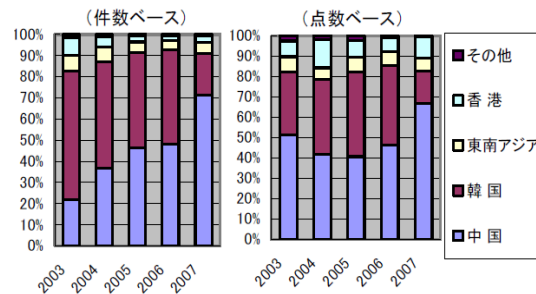
(出所) 特許庁「2007年度模倣被害調査」(注) 被害率=模倣被害社数/総回答社数

図表40: 偽ブランド品仕出国別押収推移



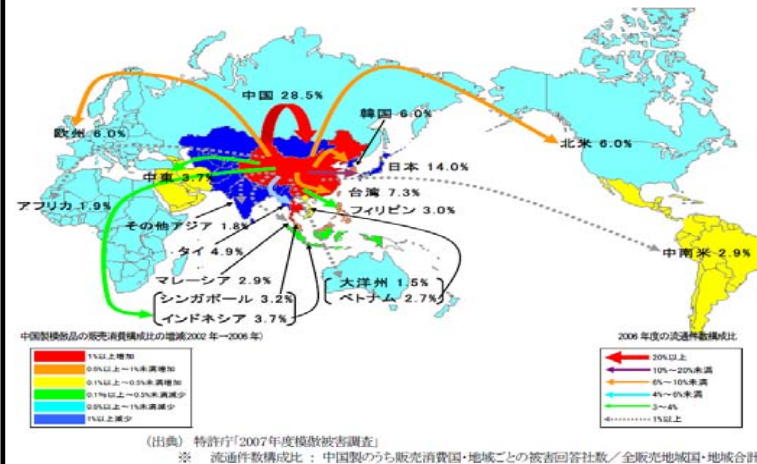
(資料) 警察庁「平成19年中における生活経済事犯の検挙状況について」をもとに作成

図表41: 仕出国別の知的財産侵害物品差止実績

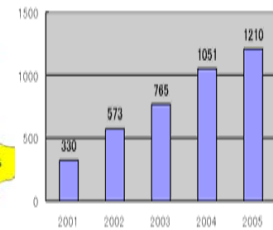


(注) 東南アジア=タイ、フィリピン、ベトナム、インドネシア、マレーシア(件数ベースのみ)、シンガポール(点数ベースのみ)
出所: 「平成19年の知的財産侵害物品の輸入差止状況」(財務省関税局)を基に作成

図表42: 中国で製造された日本企業の模倣品の流通経路(2006年)



図表43: 中国の税関における知的財産権侵害事件の摘発件数



出所: JETRO北京センター資料を基に作成

○模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)

- 2005年度のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉内閣総理大臣(当時)から模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)の必要性を提唱。2007年10月に日米欧等から、協議開始の報道発表を実施し、2008年6月から条文案をベースとした交渉を開始。2008年7月のG8北海道洞爺湖サミット首脳宣言に、本条約の実現に向けて交渉を加速化し同年末までの交渉完了を追求する旨を明記。



図表44: 模倣品・海賊版の拡散経路
(参考: 欧州委員会による作成図)

○官、民の二国間の取組

- 2002年度以降、国際知的財産保護フォーラムと政府が合同で中国にミッションを定期的に派遣し、中国政府に模倣品・海賊版問題について法制度の整備及び取締りの強化を要請。2007年度、インドに初めて官民合同ミッションを派遣し、知的財産権に係る問題について協議。
- 日中経済パートナーシップ協議等、二国間ベースで閣僚レベルによる模倣品・海賊版対策強化等の要請(2003年度以降)。
- 2004年度までに在外公館向けに知財権侵害対応マニュアルを作成し、また、すべての在外公館に知財担当官を配置。
- 2005年度、民間からの申立てに基づき外国における侵害状況を調査し、必要に応じて政府間協議等を行う制度(侵害状況調査制度)を導入。
- コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の制定したコンテンツ海外流通マーク(CJマーク)を活用し、中国、香港、台湾を対象に現地政府・当局取締機関と共同で取締活動を実施。2005年度から2007年度までの間で455万枚の海賊版を押収。

○アジア諸国・地域への協力

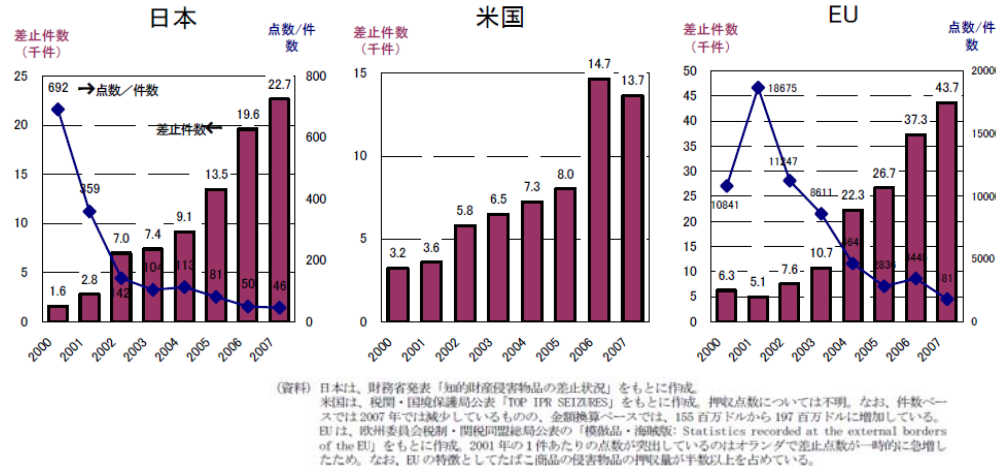
- アジア諸国・地域を対象(中国を重点対象)とした国・地域ごとの「知的財産権保護協力・能力構築支援戦略」を策定(2005年度)。

<②国内における対策(1/2)>

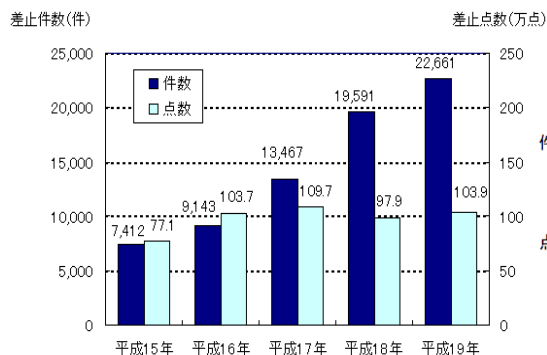
- ・知財侵害物品の輸入差止件数は年々増加、2007年には過去5年間で3倍以上の伸び。輸入差止額は年間約385億円と推計(2007年)。

- ・特許権、実用新案権、意匠権及び育成者権の侵害物品並びに不正競争防止法違反物品につき、輸入差止申立制度を導入(2003年度から順次)。
- ・法律的・技術的専門性を伴った侵害判断のため、関係行政機関及び専門委員(学識経験者)への意見照会制度を導入(2003年度から順次)。
- ・認定手続において税関が侵害物品の見本を権利者に提供し検査させることができる「サンプル分解制度」を導入(2005年度)。
- ・税関が知的財産侵害物品を発見した場合、その多寡にかかわらず、原則として認定手続をとるよう通達に明確化(2006年度)。
- ・輸出取締制度(2006年度)、通過取締制度(2008年度)を導入。

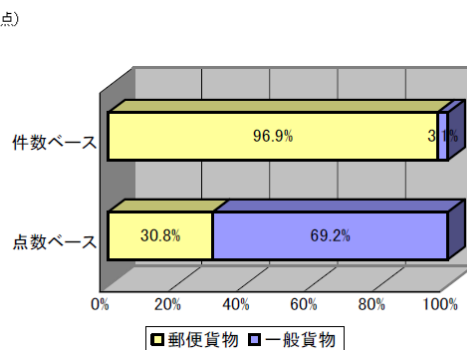
図表45: 水際での没収・差止実績の推移(日米欧比較)



図表46: 知的財産侵害物品の輸入差止実績



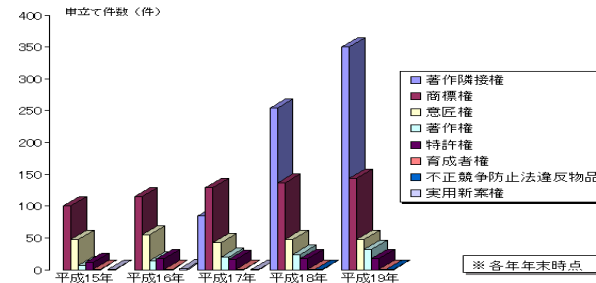
図表47: 輸送形態別差止実績(2007年)



出所:「平成19年における知的財産侵害物品の差止状況」を基に作成

出所:「平成19年の知的財産侵害物品の輸入差止状況」財務省関税局

- ・認定手続の簡素化の観点から、一定期間内に輸入者から何ら意思表示されない場合、速やかに知的財産侵害物品を没収・廃棄できる仕組みを導入(2007年度)。
- ・差止申立手続の簡素化の観点から、いずれかの税関が差止申立書を受理した場合、すべての税関で受理したこととして取り扱うことを可能とする制度を導入(2008年度)。
- ・税関の知的財産専任職員を増員(2003年度40名→2008年度77名)。

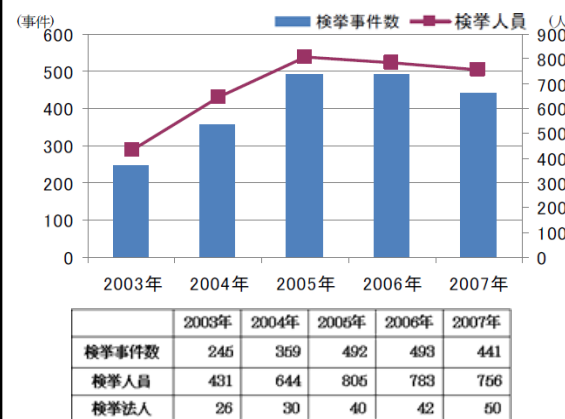


図表48: 輸入差止申立て件数の推移

出所:「平成19年の知的財産侵害物品の輸入差止状況」財務省関税局

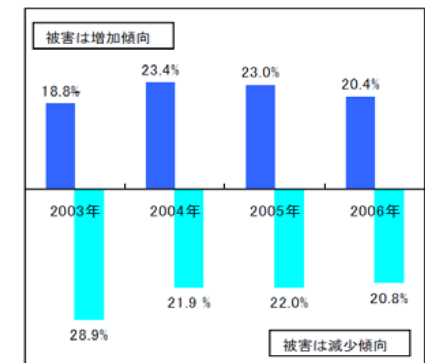
- ・知財権侵害事犯による検挙件数は年々増加、2006年には過去5年間で倍増。近年は緩やかな減少傾向。

図表49: 知的財産権侵害事犯による検挙実績



出所:警察庁「偽ブランド・海賊版の根絶に向けて」を基に作成

図表50: 国内における被害の増減傾向



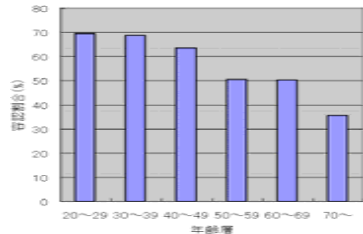
出所:特許庁「2007年度模倣被害調査報告書」

- ・特許権、商標権、営業秘密、著作権、育成者権等の侵害に関して、刑事罰の上限を引き上げ(2006年度以降順次、特許の場合:10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれの併科、法人処罰に係る罰金刑を3億円)。
- ・不正競争防止法を改正し、著名表示の冒用行為及び商品形態模倣行為に対し刑事罰が適用(2005年度)。
- ・上映中の映画について権利者の許諾を得ずに録画、録音することを禁止する「映画の盗撮の防止に関する法律」が施行(2007年度)。
- ・国内での取締強化のために、商標権侵害真贋予備鑑定員制度(警視庁管内に160名、神奈川県警管内に5名:2008年4月時点)、品種保護対策役(農林水産省に16名:2008年4月時点)を導入。

<②国内における対策(2/2)>

- 関係9省庁が協力し、テレビCM放映、広告ポスター掲出、キャンペーン特別Webサイトの開設などを通じて、消費者に対して「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施(2003年度～)。その他にも各省庁においてポスター等による広報啓発活動を実施。

図表52:「ニセモノ」購入容認割合(年齢層別)(2008年)



図表54: 模倣品・海賊版撲滅キャンペーンポスター



図表55: 財務省税関ポスター



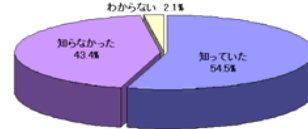
図表56: 警察庁・不正商品対策協議会ポスター



図表51:「ニセモノ」購入についての認識

	2004年	2006年	2008年
どんな理由でも購入すべきではないと思う	39.6%	47.4%	39.9%
正規品より安いので、購入するのは仕方ないと思う	29.9%	29.8%	27.3%
正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方ないと思う	10.3%	9.8%	7.5%
公然売っているのだから、購入しても仕方ない(よい)と思う	6.7%	5.6%	17.6%
その他・わからない	13.6%	7.5%	7.6%

図表53: 政府の啓発活動の認知度(2008年)



出所: 内閣府特別世論調査を基に作成(図表51～53)

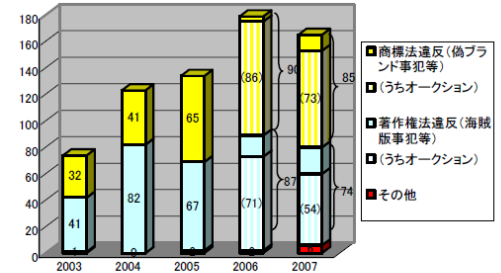
<③インターネットにおける対策強化>

- 模倣品・海賊版のネット利用事犯の検挙数は年々増加、近年は横ばい。模倣品の発見契機としては、ネット事犯が店頭事犯を上回っている(2006年)。

○ネットオークション対策

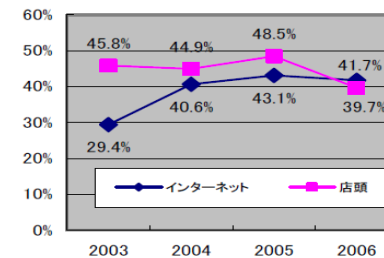
- ネットオークションを利用した知財権侵害事犯を効果的に取り締まるため、2005年度に権利者等、オークション事業者及び捜査機関による「情報共有スキーム」を構築。
- 2005年度、権利者とオークション事業者により「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」が設立。同協議会により官民が連携してとるべき対策を提言した報告書(2006年度)、2007年度活動報告が公表(2008年度)。
- 上記対策の結果、ネットオークション事業者に対する権利者からの削除要請件数が年々減少。

図表58: インターネット利用検挙事犯推移



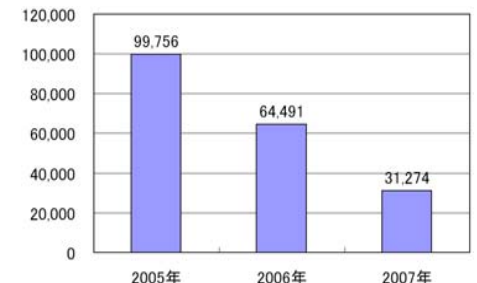
(資料) 警察庁「平成19年中における生活経済事犯の検挙状況について」をもとに作成(オークション件数データは2006年から公表)

図表59: 模倣品発見の契機



(資料) 特許庁「模倣被害調査」をもとに作成
比率=方法別発見件数/国内販売被害回答数

図表60: インターネットオークションに関する権利者からの削除要請件数

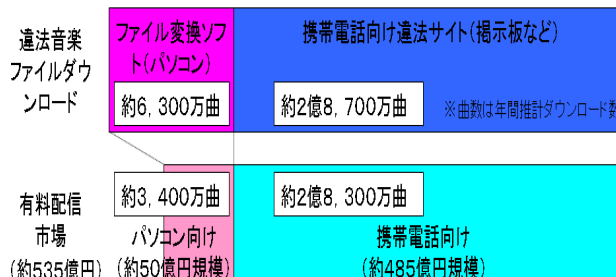


出所: 平成19年度インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書

○ファイル共有ソフト対策等

- 2008年5月、著作権団体と電気通信事業者が共同・連携して著作権侵害対策活動を検討する場として、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」を設立。
- 2008年6月、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)と政府が合同で訪中ミッション(北京、上海)を派遣し、インターネット上における著作権侵害の違法アップロード問題の改善について、中国政府に申し入れるとともに、業界団体等と意見交換を実施。

図表61: 違法音楽ダウンロードと有料配信市場の対比



出所: 日本レコード協会2006年11月調査に基づき作成

図表62: Winnyによる被害実態調査

Winnyによる被害相当額は推計約100億円(音楽ファイル4.4億円、コンピュータソフトウェア等95億)。※2006年、(社)コンピュータソフトウェア著作権協会及び(社)日本音楽著作権協会がネットワーク巡回による調査を実施。被害相当額は、調査を行った6時間における流通量から推計したものの。

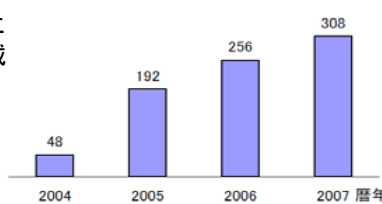
○模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議の設置

- 関係8省庁が一体となって模倣品・海賊版対策に取り組み、内閣官房に模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議が設置(2004年7月)。これまでに5回の会合を開催し、相談対応体制、模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)構想に向けた基本方針等を決定。

○政府模倣品・海賊版対策総合窓口の設置

- 政府の一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を経済産業省製造産業局に開設(2004年度)。2007年末までに相談件数は804件(2006年度は308件)。

図表57: 政府模倣品・海賊版対策総合窓口相談件数の推移



※ 2004年は8月～12月の間の件数

出所: 2007年度「政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書」をもとに作成